

令和元年門真市教育委員会第8回定例会

開催日時 令和元年12月25日（水） 午後5時30分

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第35号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

日程第4 議案第36号 令和2年度全国学力・学習状況調査の参加について

日程第5 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席委員

教育長 久木元 秀平

教育長職務代理者 長澤 信之

委員 土川 好子

委員 松宮 新吾

欠席委員

委員 高橋 元

事務局出席職員

副教育長 邊田 憲

教育部長 満永 誠一

教育部管理監 西口 孝

教育部次長

兼教育総務課長 中野 康宏

教育部総括参事 三村 泰久

教育部学校教育課長 峯松 大輔

教育部学校教育課参事 高山 拓也

教育部学校教育課参事

兼教育センター長 植原 宏仁

教育部社会教育課長

兼図書館参事	隈元 実
教育部社会教育課長補佐	森井 康喜
教育部図書館長	牧菌 友広
こども部こども政策課長	田代 勝也
こども部こども政策課長補佐	楠本 雅治

久木元教育長 開会宣告 午後 5 時30分

日程第 1 会議録署名委員の指名

久木元教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第35号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

説明者 中野教育部次長兼教育総務課長

議案書 1 ページからをご覧ください。

令和 2 年 4 月 1 日に予定される機構改革に伴い、現在教育委員会の教育部社会教育課で実施している事務については、そのほとんどが市長部局の職員が実施することになりますが、社会教育課で行っている事務のうち、教育委員会の権限に属する事務について、地方自治法第180条の 7 の規定に基づき、市長部局の職員へ補助執行をさせるにあたり協議を行うものであります。

議案書 3 ページをご覧ください。

1 には協議の概要を、2 には補助執行についての説明を記載しております。

3. 補助執行させる事務といたしましては、現在、教育委員会教育部社会教育課で実施している社会教育法に基づく社会教育に

関する事務のうち、門真市立図書館、公民館、文化会館、歴史資料館、青少年活動センター及び生涯学習センターの設置、管理及び廃止に関する事、学校における体育に関する事を除くスポーツに関する事、並びに文化財の保護に関する事を除く事務としております。

4. スケジュールといたしましては、市長との協議同意後、「門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正」を令和2年1月の教育委員会に上程いたします。

5. 補助執行の開始時期は、令和2年4月1日からとするものです。

長澤教育長職務代理者： 議案そのものに反対するわけではないのですが、現在、社会教育課が所管している事務の中で教育委員会に残るものを現在分かっている範囲でもう一度聞きたいです。具体的にどんなものが教育部に残りますか。

中野教育次長兼

教育総務課長： 現在、協議しておる最中ですが、主なものにつきましては、「めざせ世界へはばたけ事業」、その他、「かどま土曜自学自習サタスタ事業」、「子どもの安全見守り事業」といったものが教育委員会に引き続き残るという形で調整をしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第4

議案第36号 令和2年度全国学力・学習状況調査の参加について
説明者 植原学校教育課参事

議案書4ページからご覧ください。

本調査の目的は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」と示されています。

調査の対象は、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒とな

っており、調査事項は、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学の教科に関する調査及び、児童生徒質問紙調査と学校質問紙調査でございます。実施日は、令和2年4月16日木曜日です。

令和2年度調査の主な変更点といたしましては、

- ・中学校の教科に関する調査において、英語の調査が実施されないこと

- ・本体調査に加えて、別日程で抽出校に対し経年変化分析調査及び保護者に対する調査が実施されること

の2点でございます。その他につきましては、今年度と同じ内容となっております。

教育委員会事務局といたしましては、以上の実施要領にもとづき、子ども達一人ひとりの学力向上や教育施策の充実を図るためにも、本調査に参加するというにしたいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第5

諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 教員の不祥事について

説明者 満永教育部長

今回の件は、本市小学校の臨時講師 山脇魁斗が起こしたものでありまして、事件の概要といたしましては、令和元年12月6日午前、大阪府内におきまして、被害児童に対し、わいせつな行為をしたとして強制わいせつの容疑で逮捕されたものであります。

現時点では警察署に身柄を拘束され、取り調べを受けていると聞いておりますが、被害者保護の観点から、事件の詳細については聞き及んでおりません。

逮捕容疑が事実であれば、当該講師の行為は、人間としての尊厳を著しく傷つけ、被害児童の心に取り返しのつかない極めて大きな傷を残すものであり、到底許すことのできない犯罪行為であります。

また、児童保護者の方々へ多大なる不安を与え、社会的影響も非常に大きいものがございます。

今後、教育委員会といたしまして、本人への聞き取りを行い、任命権者である大阪府教育委員会と協議をしながら処分も検討していく所存であります。

今回の事件によりまして、教育委員の皆様を初め、市民の皆様方には多大なるご迷惑やご心配をおかけすることとなり、深くお詫びいたすとともに、二度とこのような事案が起きないように、全教職員に対して改めて服務規律遵守について徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

番号2 門真市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの策定について

説明者 峯松学校教育課長

平成31年3月27日、府教育庁より、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」が通知されました。内容は「登下校中の安全・安心のために、携帯電話の所持を一部解除する」、そして「本ガイドライン等を参考に、学校、または市町村教育委員会は原則、平成31年度中（2019年度中）には、登下校時や校内での携帯電話の取扱いに関するルールや方針を定め、児童生徒や保護者に周知する」とのことでした。それを受けまして、本市におきましても、今年度、門真市立小中学校校長会、門真市立小中学校の教職員、門真市PTA本部役員、中学校の生徒会役員、また学識の先生のご意見を聞きながら、門真市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインを作成いたしました。

内容につきましては諸報告資料1ページから3ページをご覧ください。携帯電話は、本市におきましては、多くの方々のご意見を踏まえた結果、学校への持ち込みについては原則禁止といたします。ただし家庭において、携帯電話を登下校時における緊急の連絡手段とせざるを得ないと判断した場合や、その他やむを得ない場合に限り、保護者は校長に対し、児童生徒の携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請することができるものとします。その申請に対し、校長は持ち込みの理由について確認し、やむを得ないと判断した場合に限り、同意書を保護者が記入の上、持ち込み

を認めることといたします。

尚、このガイドラインにつきましては、令和2年1月に各小中学校に周知し、各小中学校より保護者にも通知する予定としております。

番号3 「令和元年度小学生の主張」の結果について
説明者 隈元社会教育課長

諸報告資料4ページをごらん願います。

12月1日、日曜日に南部市民センター多目的ホールで開催しました「小学生の主張」発表会に臨んだ出場者は、日常生活や学校生活の中で感じていることをテーマに自分が多くの人に訴えたい思いを、聴衆に思い思いの言葉や伝え方で主張していました。

今年度は、小学4年生321人、小学5年生471人、小学6年生514人の計1,306人の応募があり、小学4年生の部4人、小学5年生の部4人、小学6年生の部2人による発表がありました。

審査の結果、最優秀賞について、小学4年生の部では、「どうして両親はスマホをダメって言うのか」を発表されました、二島小学校4年の庄内心々さん、小学5年生の部では、「「和」を忘れずに」を発表されました、砂子小学校5年の稲生幸里さん、小学6年生の部では、「「食品ロス」してませんか？」を発表されました、沖小学校6年の川添綺華さんが受賞しました。

審査中には、門真はすはな中学校吹奏楽部による演奏が披露されました。

最後に、審査員長を務めていただきました、大阪樟蔭女子大学の萩原雅也教授より講評をいただき、久木元教育長より表彰状とともに、最優秀賞にはトロフィー、優秀賞には楯が贈られました。

番号4 門真市公立園最適化検討委員会の答申について
説明者 田代こども政策課長

諸報告資料5ページをご覧ください。

6月の定例会の諸報告にて、報告いたしました門真市公立園最適化検討委員会につきまして、令和元年12月2日付で、本検討委員会より答申をいただきましたので、教育委員会にご報告させていただくものでございます。

まず、はじめに、7ページ「1. はじめに」にあります通り、門真市公立園最適化検討委員会は、今年の6月5日から12月2日まで、合計6回開催し、諮問事項1.「今後の本市における公立園の担うべき役割について」諮問事項2.「教育・保育の適正な提供体制等について」の2項目について、ご意見をいただきました。

次に、8ページをご覧ください。「3. 今後の門真市における公立園の担うべき役割について」になりますが、市が考える今後の公立園の役割としまして、「①門真市就学前教育・保育共通カリキュラムに基づく教育・保育実践の先導的な役割」、9ページに移りまして、「②地域子育て支援を実施する拠点の1つとしての役割」、その下にあります、「③適切な対応や配慮を必要とする障がい児保育などを充実させるための先導的な役割」の3点につきまして、それぞれご意見をいただいております。

また、10ページになりますが、「④公立園が果たすべきその他の役割」といたしまして、市が考える役割以外のその他の役割としまして、「小学校など」との連携についての先導的な役割についてのご意見をいただいております。

次に、11ページからは「4. 教育・保育の適正な提供体制等について」になりますが、教育・保育の適正な提供体制について検討するにあたり、市が設定している、市域を国道163号を南北に区分し2区域としている「教育・保育提供区域」を基本に、公立園の現状を確認し、今後の方針についてご意見をいただきました。

内容としましては、12ページ「②今後の方針について」になりますが、浜町保育園につきましては、「定員規模を現在の浜町保育園より縮小しての民営化や他公立園との統廃合が選択肢として挙げられる。」とし、上野口保育園、大和田幼稚園につきましては、「施設形態の見直しを含め、施設の再編・再整備の方針について検討を進められたい。」、また、「施設形態の見直しを検討する際は、認定こども園が適しているのではないか」とのご意見をいただいております。

最後に13ページでは、「5. 公立園の最適化を進めるにあたり留意すべき事項」といたしましては、「市全体の魅力を向上させるための取組みについても検討すること」、「児童を取り巻く環境の変化に十分配慮すること」、「私立園の特色ある保育にも注目すること」とのご意見をいただいております。

以上が、本検討委員会の答申のご説明となります。

長澤教育長職務代理人： 2点お尋ねしたいのですが、現在拘留されている山脇講師の職務上の取り扱いはどうなっていますか。

高山学校教育課参事： 残っていた有給休暇を消化しまして、現在は欠勤という形となっております。

長澤教育長職務代理人： 分かりました。2つ目は携帯電話の持ち込みについて、校長会で提示されているんですよ。その中では、反対の方が多かったと思いますが、顕著な意見があったら2、3件、披露していただけたらと思います。

峯松学校教育課長： 一部PTAの方々から、特に電車通学している児童生徒の保護者からは持たせたいという声の一部挙がっていたということは聞きましたが、大半は学校に必要なものであるとか、学校内のトラブルに繋がる、あるいは携帯を持っていない子どもへのいじめの助長に繋がるのではないかという意見を多くいただきましたので、その辺りも総合的に判断して、引き続き原則禁止という結論にさせていただきました。

長澤教育長職務代理人： いつから施行される予定ですか。

峯松学校教育課長： 1月に小中学校に周知して、その後、保護者へ通知します。本格的には令和2年4月から進めていこうと考えております。

松宮委員： 同じく携帯電話の持ち込みに関するガイドラインについてなんですけれども、教育的な配慮はする必要があると思いますが、同意確認事項1から9まであります。特に学校が保護者生徒の所有物を預かるということで、器物の損壊であったりとか、被害というような事態が生じる可能性がありますけれども、弁護士等に対してのリーガルチェックなどはもう行っておりますでしょうか。

峯松学校教育課長： 本市の行政ロイヤーに確認いたしまして、同意確認書は一定の法的拘束力があるというふうに聞いておりますので、よほどの学校の過失がない限りはこの同意確認書を書いたら保護者の責任の元

という法的拘束力があるということで確認をしております。

—すべての報告が終了—

久木元教育長： その他、質問がないようでございますので、これにて諸報告を終えます。

その他として私の方からよろしいでしょうか。

先ほど総合教育会議が開かれ、市長の方から現在計画が進められている生涯学習複合施設の件で、図書館部門を含めた生涯学習複合施設に指定管理者制度を導入することについて、意見を聞きたいということがございました。

また、運営との連携性が高い施設整備が期待できるため、早期に指定管理者を決定し、現行の図書館にも指定管理制度を導入することについても意見をいただきたいとのことございました。

市長に回答するに当たりまして早速検討してまいりたいと考えております。

まず、生涯学習複合施設を検討する庁内プロジェクトチームがまとめた報告書をもとに市長の発言があったものと思われませんが、本日は報告書に関する説明を事務局からお願いしたいと思います。

隈元図書館参事： それでは庁内プロジェクトチームの報告書について説明させていただきたいと思っておりますので、資料の配付をお願いします。

[資料を配布]

隈元図書館参事： この報告書は、平成30年9月に結成された、企画財政部、総務部、まちづくり部、教育部を中心とするメンバーからなる、門真市旧第一中学校跡地整備活用方法検討プロジェクトチームによって提案されたものであります。

こちらの内容は、昨日、企画財政部、まちづくり部、教育部からなる三部会議にて提案を行い、この内容で確認をしていただきました。

私も、このプロジェクトメンバーの1人として参加しておりましたので、私から提案の内容、特に、生涯学習複合施設の部分を中心にご説明いたします。まず、1 まちのコンセプトとターゲットの設定です。まず、コンセプトは、「学びを通じ新たな出会いが生まれるコミュニティガーデン」とし、ターゲットは、「子育てフ

ファミリー層（子ども、子育て世代、子育て前世代）としました。

次に、具体の提案内容の説明をいたします。2の事業手法をご覧ください。

図書館運営の考え方としまして、「まちの賑わい創出という観点においては、図書館運営に民間事業者のアイデア等を活用することが期待できるため、指定管理者制度の導入を検討する必要があります。」という考えがある一方で、「生涯学習複合施設における図書館部分は、提供している事業（蔵書構築やレファレンスサービス等）の継続性・蓄積性・公平性の観点から、直接実施することを基本としている。」

この2点を解決する方法として、「蓄積性・継続性・公平性が求められる業務等については、市に留保するなど、役割を明確にした上で指定管理者を導入する。さらに、十分な準備期間の確保や現在の図書館運営のノウハウ継承のため、生涯学習複合施設開設の一定期間前から、指定管理者として現図書館の運営をさせる。」という提案をいたしました。

次に、文化会館運営の考え方でございますが、「現行の貸館を中心のサービスを維持しつつ、自主事業のさらなる充実により、賑わい創出に寄与する必要がある。」「図書館との連携したイベント開催や、一体的な維持管理など効率的な管理運営が期待できる。」として、図書館の指定管理者との一体的な管理運営を実施することを提案させて頂きました。

生涯学習複合施設の提案の次には、交流広場運営の提案があり、その下段に施設整備の考え方として、「図書館等を運営する指定管理者が、施設整備（特に設計）に関与することで、運営との連携性の高い施設整備を期待できる。」「PFIのような一括発注型の事業方式の採用による効率化が期待されるが、図書館業界の特殊性から競争性が確保されないおそれがある。」という内容を踏まえ、PFI等のような一括発注を行わず、施設整備と運営（指定管理者）は分離するが、指定管理者の候補者が設計に関与できる仕組みを構築する。また、建設費縮減の観点から、DB（デザインビルド）方式を導入することを提言いたしました。

これらの提言内容が、実現可能であるのか、この事業に参画可能かどうかなどを、民間事業者に意見を聞く、いわゆる、サウンディング型市場調査を実施した結果が、3のサウンディング型市場調査に記載しております。

各民間事業者には、1で説明しました、まちのコンセプトとターゲット等を示した上で、ヒアリングを実施しました。

まず、生涯学習複合施設としましては、「賑わい創出やサービスの向上に関わる提案を得られることが、大いに期待できる」、「図書館の選書等が指定管理者の対象業務から外れても、参画意欲に影響しない」、「図書館と文化会館をあわせて同一の主体に運営させることで、賑わい創出等の相乗効果が期待できる」、「建設企業を中心にPFIによる整備・運営を希望しているが、運営企業はPFI等の一括発注には消極的な傾向であった」、「提案する運営内容の実現のため、運営企業が現図書館からの運営及び施設設計に関与することが望まれている」などがあり、その他、高層共同住宅・商業・サービス等ゾーンやその他について、記載のとおり
の結果を得ることができました。

次に、提言した内容の枠組み、いわゆる、事業スキームを検証したものが、4の事業スキームの構築です。

こちらでは、サウンディング調査の結果等を踏まえ、エリアにある複数の事業を、一体的に実施するかどうかについて整理する「バンドリング（いわゆる一体的にできるかどうか）の検討」を実施しました。

生涯学習複合施設で言いますと、この図の上の部分です。②基本設計と工事監理を同一者に発注すること。③実施設計と建設工事を一括で発注すること。で円滑に事業を進めることができるのではないかと提案しました。

加えて、生涯学習複合施設の運営内容を設計に反映するため、先行的に公募していくことが適当と提案しています。図としましては、①から②へ矢印が出て、関与と書いてありますが、こちらは、基本設計に運営者が関与するというスキームを表しています。

5の結論としましては、2～4の検討の結果、2の事業手法の検討で提案したとおり、指定管理者制度の導入を基軸とした公共施設運営と、民間活力を活用した事業の実現可能性が認められること。4の事業スキームを踏まえると、今後、生涯学習複合施設の指定管理候補者の選定を先行的に進め、事業を推進する必要があること。を提案いたしました。以上でございます。

久木元教育長： それでは、市長から提案とこの報告書についてご意見ご質問をいただきたいと思います。

長澤教育長職務代理者： 先ほどの総合教育会議の中で、私個人の意見として指定管理者制度の導入について異議を唱えるものではないという発言をしたわけですが、以前、作成しました生涯学習複合施設基本計画では、施設の管理運営に関しては民間資源の活用も検討するが、図書館については市が直接実施することを基本としています。

市長の提案を受けるとすると、教育委員会としての考えを修正することが必要になってくるわけですね。そうなってきますと、改めて検討する材料が必要だと思いますので、事務局の方で何らかの検討資料をぜひ早急に用意していただきたいと思います。

それから、先般の12月議会において、この複合施設について、議会から数々の質問等があったと思うのですが、質問の内容とそれに対する事務局としての答弁について、教えていただきたいと思いません。

牧菌図書館長： 12月市議会において、図書館に関する主な質疑は、文教こども常任委員会では、他市の図書館を視察し、これまでにないサービスを新たな図書館で提供するために民間のノウハウを活用することも一つの案であるとの発言があり、市の考えを求められ、運営についても民間活力を導入した事業として実施することを想定したサウンディング調査の結果をもとに、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能強化となるよう、生涯学習複合施設の運営手法を検討していきますと答弁しました。

本会議では、図書館で指定管理者制度導入後に、再び直営に戻されることについての質問があり、茨城県守谷市、山口県下関市では指定管理者から直営に戻したことを重要な事例だと認識していると答弁しました。

次に、市長部局に移管された後、民間委託などが地方公共団体の長によって強力に進められることの危惧についての質問があり、市長部局に移管しても、社会教育の適切な実施の確保のため教育委員会と連携しながら事業を進めていくと答弁しました。

次に、政治的な影響を受けないことの担保についての質問があり、地方教育行政法に社会教育の適切な実施の確保に関する規定がされており、教育の中立性は確保されていると答弁しました。

長澤教育長職務代理者： 検討資料の作成はできそうですか。

牧菌図書館長： 資料につきましては、図書館協議会や社会教育会議にご意見を伺った上で資料を提供させていただきたいと思ひます。

長澤教育長職務代理者： 民間資源活用の指定管理者制度を行っている市の状況を聞いてみますと、格別な不都合は起こっていないということを知っています。ただ、専門職員の図書館司書が多い市です。図書館司書が多い市は職種変更を伴う場合があるので、それについて苦勞したという話も聞いております。その辺りも聞いておいていただけたらと思ひます。

松宮委員： 早い段階から現行図書館に指定管理者を導入するメリットは何かでしょうか。

隈元図書館参事： 新たな施設が完成してから、指定管理者を導入するよりも現行図書館から導入することによって、現在の図書館サービスの状況の理解が得られること、移転に向けた準備期間を十分に確保できること、施設の利用方法などのノウハウを設計段階で直接反映することができるなどのメリットがあると思ひます。

なお、導入する場合は、開館前の約1年間程度の指定管理期間を想定しています。

土川委員： 図書館運営の考え方ところで、蓄積性、継続性、公平性が求められる業務等とは、いったいどのような業務を想定されていますか。

隈元図書館参事： 蓄積性、継続性、公平性が求められることとしては、図書館に所蔵する図書の選書と除籍、地域資料の収蔵と管理のほか、学校やボランティア団体、庁内他部署との連携に関する業務などが想定されています。

土川委員： 文化会館をよく利用していて、指定管理者の方々が自主事業を活発にされていますし、対応もすごく丁寧にされているので、指定管理者も良いのではと感じております。図書館と一体的な事業の展開、賑わいが期待できるのではと思ひます。

松宮委員： 建設予定地が長期にわたって空き地の状態であるということも聞いております。早期の文化的、教育的な賑わいを創出することにおいて、早い段階での建設を期待しているところです。
従いまして教育委員会としても、早めに意見を取りまとめて、市の方に回答すべきであると考えております。よろしくお願いいたします。

長澤教育長職務代理者： あえて付け加えたいと思うんですけども、先程のサウンディング調査の結果、あるいは私が質問しました市議会における討論の内容等をぜひ社会教育委員会議なり、図書館協議会で提示していただいて、会議の様様を是非、教育委員会にお知らせいただければと思います。

久木元教育長： それではこれまでの意見を踏まえまして、事務局に資料の作成を依頼するとともに、社会教育委員会会議、図書館協議会に対して、市長からの提案に対する意見の取りまとめをお願いしたいと思います。
それを受けまして早期に教育委員会としての意見を市長に返していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

久木元教育長 閉会宣言 午後6時10分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 久木元 秀平

署名委員 松宮 新吾